

豊田市下水道施設包括的維持管理委託公募型プロポーザル 質問と回答

質問番号	書類名	ページ	項目番号	項目	質問	回答
1	公告文	4	7 (3) ア	提案書の提出期間、場所及び方法	正本で社名を提示する場合、代表企業A = ●●社などの凡例を記載する方法で対応する理解でよろしいでしょうか。	その理解で宜しいです。
2	実施要領		11 (3) (ア)	提案書の提出期間、場所及び方法	A4サイズ片面20枚以内（見積書及び見積明細書を除く。）とあります が20枚に記載すべき項目は、提案評価基準の「3-2 提案書の審査項目等 表1」「業務実施計画等」の「業務の実施体制」から「業務改善、DX・GXの取組」まであり、枚数配分は事業者の裁量との理解でよろしいでしょうか。	その理解で宜しいです。
3	実施要領		11 (3) (ア) (イ)	提出書類	「A4サイズ片面20枚以内（見積書及び見積明細書を除く。）に下記内容を記載すること。」とありますが、提案書と見積書及び見積明細書は同じファイルに綴じこむとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で宜しいです。
4	提案評価基準	5	3	2	採点項目の「参加する企業における市内本店企業の出資比率」についての評価点「5」「2」「0」の単位は何ですか？	単位は「割」です。
5	様式集			様式11 見積明細書	見積明細書に単価及び金額の記載がある項目は参加者で変更がで きるとの理解でよろしいでしょうか。 また、参加資格確認結果にて、参加資格を有する参加者には、金額 の根拠となる使用量及び単価などのご提示を頂けるとの理解でよろ しいでしょうか。	見積明細書に単価及び金額の記載がある項目は参加者で変更はでき ません。 金額について、水道料金、薬品費、消耗品費、通信費については過 去5年度（R2～R6）の使用金額実績のうち、各施設ごとの最高年 度値の金額を採用しています。 電気料金、燃料費については、過去5年度（R2～R6）の使用量実 績のうち、各施設ごとの最高年度値に、電気料金は中部電力の単価 を、燃料費は市が定める単価を乗じた金額を採用しています。
6	仕様書 (契約条件規定書)	1	第2条	施設機能の確認	「甲及び乙は、契約締結後速やかに、既存施設等の性状、規格、機 能、数量その他の内容について、双方立ち会いのうえ、確認するも のとする。」とありますがどのように実施するかをご教示ください。	詳細な実施方法は、受託者が決定後、受託者と調整します。

豊田市下水道施設包括的維持管理委託公募型プロポーザル 質問と回答

質問番号	書類名	ページ	項目番号	項目	質問	回答
7	仕様書 (契約条件規定書)	2	第7条	物価及び労務単価の変動	<p>国土交通省の工事請負契約書第26条第6項のインフレスライド条項では、請負代金の1.0%を超える場合にスライド条項が適用される制度があります。本仕様においても「1.0%を超える物価及び労務単価の変動」が委託料変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記が対象とならない場合、物価及び労務単価が変更される指標をご教示ください。</p>	<p>本委託においては、インフレスライド条項の適用はしません。本委託で委託料変更の対象となるのは契約条件規定書第7条に定める事由によるものみです。</p>
8	仕様書 (契約条件規定書)	3	第7条 6	業務量の増減等に伴う委託料の変更	「修繕費の年間設計額を汚水処理施設分で40,000,000円(税別)、雨水排除施設分で10,000,000円(税別)とし、」とありますが、貴市承諾の上、汚水処理・雨水排除施設間で金額の融通をすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	金額の融通をすることはできません。
9	仕様書 (契約条件規定書)	3	第7条 8	業務量の増減等に伴う委託料の変更	<p>「第1項（1）④～⑥及び（2）④～⑤の精算方法は、当該年度の実施回数・処分量の実績が、当初設計時点積算回数・処分量の110%を超過した場合には、その超過分に当初設計時点積算単価を乗じた額（小数点以下切り捨て）を増額するものとし、当初設計時点積算回数・処分量の90%を超えて下回った場合には当該下回る分に当初設計時点積算単価を乗じた額（小数点以下切り捨て）を減額するものとする。」とありますが、電力費の±10%以上の変動は受託者に与える影響が大きいものと考えます。</p> <p>本条について別途質問にてご提示の国土交通省の工事請負契約書第26条第6項のインフレスライド条項（±1.0%の採用）等へ内容及び超過分の比率変更等のご検討をお願いいたします。</p>	<p>現状、変更の予定はありません。</p> <p>ただし、今後国・県等から電力費の変動に対する変更契約の措置等について通知・指導が発出され、本委託においてもその通知・指導を適用する必要があると判断した場合は、変更する場合があります。</p>
10	仕様書 (契約条件規定書)	4	第7条 10	業務量の増減等に伴う委託料の変更	「別冊「非常通報監視業務 特記仕様書」で掲げる業務については、同特記仕様書第1条に掲げる納入業者（株式会社エヌシステム）に委託するもの」とありますが、「特記仕様書 別紙3 点検業務詳細 状態監視・非常配備」欄に記載の「広域監視システム」と同様のシステムとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で宜しいです。

豊田市下水道施設包括的維持管理委託公募型プロポーザル 質問と回答

質問番号	書類名	ページ	項目番	項目	質問	回答
11	仕様書 (契約条件規定書)	8	別紙4	ペナルティ時間数の考え方	近年の天候異常では予期せぬ線状降水帯など突発的な豪雨発生し、想定外の道路封鎖や通行止めなどにより、従事者が現地へ移動困難になる可能性があります。 上記のような受託者の責によらない事象において、時間数のカウントについては、協議に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	その理解で宜しいです。
12	仕様書 (契約条件規定書)	10	別紙6	物価・金利変動リスク	物価・金利変動リスクの要因として、原材料価格の高騰、円安、世界的な需要と供給のバランスの変化、そして物流・人件費の上昇も予見不可能な事象として考えられます。 これら要因も変動リスクとして対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で宜しいです。
13	仕様書 (契約条件規定書)	10	別紙6	施設損傷リスク	「上記以外によるもの」に関する負担者が甲・乙の両方になっていますが、負担割合は発生事象の状況に応じて都度協議して決定するものとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で宜しいです。
14	仕様書 (共通仕様書)	3	第9条(4)	契約締結後の提出書類	受託者の事務室として、ポンプ場等の管理室を使用させて頂くことは可能との理解でよろしいでしょうか。	可能です。ただし、別途使用するための申請・契約が必要である他、使用料金が発生します。
15	仕様書 (共通仕様書)	8	第26条	備品の確認等	「乙は、甲が委託箇所内等に保持する備品を定期的に確認して、甲に報告する。」とありますが、貴市より備品のリストをご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、定期的な確認の頻度は年1回程度との理解で宜しいでしょうか。	その理解で宜しいです。
16	仕様書 (汚水処理施設維持管理業務 特記仕様書)	2	第3条 3	業務の範囲	「甲が別途実施するマンホールポンプ及び伏越管渠等清掃業務の立会い、並びに制御盤等の操作を行うこと。」とありますが、本件に係る予定、計画（頻度等）の想定をご教示ください。	不定期であるため計画はありませんが、頻度としては年1回程度を想定しています。

豊田市下水道施設包括的維持管理委託公募型プロポーザル 質問と回答

質問番号	書類名	ページ	項目番	項目	質問	回答
17	仕様書 (汚水処理施設維持管理業務 特記仕様書)	10	別紙3	点検業務詳細	汚水処理施設や中継ポンプ場等の点検項目や点検頻度、業務内容等が記載されておりますが、包括的民間委託での民間側のノウハウ及び創意工夫を考慮し、点検内容や頻度については、貴市と協議の上、受託者の考え方のちと変更が可能との理解で宜しいでしょうか。	変更内容について市と書面で協議し、市が了承した場合は変更することは可能です。
18	仕様書 (汚水処理施設維持管理業務 特記仕様書)	11	別紙3	点検業務詳細	あすけ水の館において、放流口に小水力発電設備がございますが、週2回の点検時にどのような項目を管理すれば宜しいのでしょうか。点検項目についてご教示ください。 なお、内容の把握のため、参加資格確認結果にて参加資格を有する参加者には、点検表等の様式のご提供をお願いいたします。	小水力発電設備の点検は、羽根車が動いているか、照明灯が点いているかを目視で確認します。点検表等の様式はありません。
19	仕様書 (汚水処理施設維持管理業務 特記仕様書)	11	別紙3	点検業務詳細	稻武中部クリーンセンターならびに稻武野入クリーンセンターの保守点検内容に「シーケンサーによる設定を適切に管理すること」とあります。設定内容をご教示ください。 なお、内容の把握のため、参加資格確認結果にて、参加資格を有する参加者には、点検表等の様式のご提供をお願いいたします。	設定内容については、参加資格確認結果にて参加資格を有する参加者に対し、点検表を別途送付しますのでそちらをご確認ください。
20	仕様書 (雨水排除施設維持管理業務 特記仕様書)	13	2	雨水ポンプ場運転基準一覧	中部ポンプ場・梅坪ポンプ場・越戸ポンプ場の配備基準にて、時間雨量や水位の確認方法は誰が見ても統一して確認するサイトなどありますか？	本市が保有するクラウドシステムにて統一して確認ができます。
21	仕様書 (廃棄物処理業務 特記仕様書)	2	第3条	3	廃棄物の情報提供をしていただけると記載がありますが、産業廃棄物一覧のものは現時点でいただくことは可能でしょうか。 あすけ水の館 脱水汚泥、中継ポンプ場しさだけでもいただきたいです。	今年度市が発注しているあすけ水の館の脱水汚泥の処理委託及び中継ポンプしさの処理委託において作成したWDSの写しを、参加資格確認結果にて参加資格を有する参加者に対し別途送付します。
22	仕様書 (下水道出前講座開催業務 特記仕様書)	1	第2条		令和8年度講座分は①は実施ないですが、令和9年度講座分からは①を実施するよろしいでしょうか？ また、文書を配布とありますが、方法は「メール」「郵送」など受託者が自由に決めてよろしいでしょうか？ ※郵送の場合の費用は入っていますか？	その理解で宜しいです。 また、郵送の場合の費用も本委託内で対応してください。